

# セーフティネット保証4号の概要

平成17年9月  
中小企業庁金融課

突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度。

## 【対象中小企業者】

- ・指定地域内において、1年間以上継続して事業を行っており、災害等の影響を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比 20%以上の見込みである中小企業者。

## 特例措置の概要

### (1) 保険限度額の別枠化（信用保険法第12条）

（一般保険限度額）			（別枠保険限度額）	
・普通保険	2億円		・普通保険	2億円
・無担保保険	8,000万円	+	・無担保保険	8,000万円
・特別小口保険	1,250万円		・特別小口保険	1,250万円

### (2) てん補率引上げ（信用保険法第13条）

- ・普通保険 70% 80%

### (3) 保険料率引下げ（信用保険法第14条、同法施行令第3条）

- ・普通保険 0.87% 0.41%
- ・無担保保険 0.87% 0.29%
- ・特別小口保険 0.40% 0.19%